**秋季研究会 第3分科会** （研究の柱）協働・連携とリーダーシップ

分科会テーマ

　　　　　　　協働と連携～給食会計における取組～

担当：第２ブロック

|  |
| --- |
|  |

１ 目的

勝山市での給食会計における取組・課題をとおして、事務職員として誰と連携し、どのように課題解決していくと良いか、より良い解決方法を検討する。本来であれば勝山市での給食会計におけるこれまでの取組について紹介をし、グループワークで勝山市の課題について検討を行う予定であったが、今回は勝山市での取組内容・成果等について紹介する。

２ 取組までの経緯

勝山市には給食会計に関する要綱等がなかった。また、各校の会計担当者が事務職員以外にも養護教諭等の多職種が担っていた。そのため、それぞれ独自の解釈で会計を行い、事務処理内容に違いがあった。例えば、小学校の場合だと児童の欠席や教職員の急な出張時にも欠食処理をしていた。教職員の牛乳の好き嫌いで牛乳を止めていることもあった。そして、児童生徒間での欠食扱いの違いは保護者間で問題となり、学校への問い合わせがあった。その他にも、２年に一度の市定期監査(毎年、市内12校のうち6校が受ける)では、特に給食会計に関する指摘事項が多く、会計担当者にとって大きな負担だった。

給食会計に関わる諸問題に取り組み始めようとしたとき、共同実施はまだなかった。事務部会で取り組もうにも事務職員だけの一研究組織では限界があった。そこに平成23年度から学校事務共同実施が発足された。推進協議会で給食会計に関わる課題を提起することにより、校長会・教頭会、教育委員会の承認を得ることができ、様々な職種と連携しながら課題解決に取り組めるようになった。多職種との打ち合わせを重ね、情報を出し合い、調整を重ねることで、一つずつ課題解決につなげることができた。

３ これまでの取組内容

①学校に備えるべき帳簿と様式の統一

各校の様式がまちまちだった。監査委員から各校の様式の違いを指摘されており、保護者への会計報告の必要性も指摘されていた。そこで各校で作成していた書類、監査に提出すべき書類の一覧を基に「勝山市小学校給食会計取扱要領」「勝山市中学校給食会計取扱要領」を整備し、学校に備えるべき帳簿の種類と様式を統一し、保存年数を明確化した。要領の策定により、年度初めに市教育委員会主催で給食会計担当者宛ての説明会を開催してくれることになった。

②欠食に対する返金について統一

要領を作成する過程で欠食に対する返金の扱いについて統一する必要があることがわかった。統一するまでは「3月は原則返金しない。ただし、インフルエンザ等による学年閉鎖・学級閉鎖時は返金する」ということ以外はルールがなく、各学校の判断で欠食を行っていた。市内統一の返金基準を作成するため、教育委員会・校長会・栄養教諭・栄養職員と話し合い統一・明文化することができた。

小学校給食会計取扱要領（抜粋)※教職員を含む

「2日前の午前中に申し出のあった、3日以上の連続欠食について返金をする」

「欠食分は年度末に返金をする」

「3月は原則欠食扱いをしない。ただし、学校・学年・学級単位の感染症等で学校(学年・学級)閉鎖になった場合や臨時休業は欠食として返金をする」

「年度末は【返金一覧表】を作成し【返金領収書】と一緒に保管する」

「牛乳停止の条件として、児童は【学校生活管理指導表】教職員については【アレルギー診断書】または【飲用牛乳停止申出書】等で校長の承認を受けた場合のみ欠食扱いとする」

中学校給食会計取扱要領（抜粋)※教職員を含む

「2日前の昼までに申し出のあった、1日以上の連続欠食について返金をする」

「欠食分は年度末に返金をする」

「3月は原則欠食扱いをしない。ただし学校.学年.学級単位の感染症等で学校（学年・学級）閉鎖になった場合や臨時休業は欠食とし返金をする」

「年度末は【返金一覧表】を作成し【返金領収書】と一緒に保管する」

「牛乳停止の条件として、生徒は【学校生活管理指導表】教職員については【アレルギー診断書】または【飲用牛乳停止申出書】等で校長の承認を受けた場合のみ欠食扱いとする」

③システムの統一による業務の効率化

各校使用しているシステムがまちまちで、それぞれの書類を作成するのに複数のファイルを使用し、多くの時間を費やしていた。まずは共同実施で一度入力したデータが各様式に反映されるようシステムを作成し、栄養教諭・栄養職員に出来上がったものを見てもらい意見交換をした。そのおかげで事務処理の時間短縮、監査にも対応でき業務の効率化につながるシステムが作成できた。

3　まとめ～成果と課題～

〇成果

要領や様式・システムが統一できたことで明文化され、給食会計担当者の負担が軽減された。また毎年、年度初めに市教育委員会主催の説明会で、要領についての周知やシステムの入力操作方法の説明を行っていることで、給食会計担当者が変わっても正確に処理できるようになった。また、監査で不要な指導を受けないよう事務処理上で気を付けるべき点を周知しており、監査委員からは「きれいになっている」「整備されている」という評価を得ている。

〇課題

➀各校において給食単価がことなること

各校のメニューはほぼ同じだが、学校規模により給食単価が違う。同じ給食なのに金額が違うことに不信感を抱く保護者もいる。保護者への説明責任を果たすためにもどうすれば統一できるかが課題である。

②小学校におけるＪAの手数料問題

勝山市では業者への振込に係る手数料を次の理由で業者負担としていた。

・給食費として児童生徒から徴収したお金は食材に使う

・振込料を支出する会計がない

そのため手数料がかからないＪＡでの振込を行ってきた。ところが今年度から手数料が有料になってしまったため、各校に納入している業者が小学校9校分の手数料を負担することになった。また、少額の納入しかしていない業者にとっては手数料が大きな負担となっている。「ＪAの手数料問題」についての解決策として市から各業者への一括振込をめざしているが、給食費の徴収方法や管理の仕方など、各関係機関との連携が課題である。

③監査での指摘事項が減らないこと

毎年のように指摘事項等を踏まえ、システムの調整等を行っているが、監査員の要求するレベルが年々高くなっているため一向に減らない。

④残金の調整

監査では、「給食会計は単年度決算」、そして「児童生徒から集金した給食費はその年度内に児童生徒へ還元されるべきもの」という考えから残金を限りなく0円にするよう指摘されるが、給食を年度末ギリギリまで行うため、調整が難しい。

⑤中学校における会計処理

中学校における給食会計について要領はあるが、システムがない。さらに担当者も教員で年度ごとに替わるため、少ない時間での会計処理となり書類にばらつきがみられ監査の指摘事項が多く、教員の負担も多くなっている。